

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

水戸市農業委員会

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成29年10月13日

改正 令和2年10月13日

改正 令和5年3月31日

水戸市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市は農林水産省による農業地域類型が平地農業地域及び都市的地域に該当し、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

大半の地域には平坦な農地が広がっているものの、基盤整備のされていない区画・形状の悪い圃場や山沿いの畑地等が少なくなく、現状でも遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止や解消など適切な土地利用に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作等が盛んなことから、農地中間管理事業を活用しながら規模拡大を希望する意欲的な担い手に対する農地の集積及び農地の利用を促進するなど「農地の集積による大規模化」に向けた取り組みが必要である。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項の規定に基づき、水戸市農業委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する茨城県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する水戸市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（令和3年11月）を踏まえた農業委員会の中・長期的な目標として目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2

月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	市内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和4年度末)	6,050 ha	296 ha	4.89 %
3年後の目標 (令和7年度末)	6,050 ha	240 ha	3.97 %
目標 (令和13年度末)	6,050 ha	150 ha	2.48 %

※1 現状の市内の農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積と遊休農地面積の合計値

※2 現状の遊休農地面積は、令和4年度農業委員会農地利用状況調査結果

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査及び利用意向調査の実施について

委員会が別で定める農地パトロール実施要領に基づき、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）及び同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

また、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、日常的に実施する。

なお、調査結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る等の必要な手続きを行う。

② 農地中間管理機構との連携について

調査結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行うとともに、再生可能な農地については、情報の共有を図りながら、農地中間管理機構への利用権設定を進めることにより、荒廃農地の発生防止と解消に努める。

③ 非農地判断について

利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によって判明したB分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて適切に非農地判断を行い、地域の営農体制の維持の基盤となる守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	市内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和4年度末)	6,050 ha	1,822 ha	30.1 %
3年後の目標 (令和7年度末)	6,050 ha	2,276 ha	37.6 %
目標 (令和13年度末)	6,050 ha	3,146 ha	52 %

※1 市農政課調べ

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 市の「地域計画」の作成・見直しについて

市が作成及び見直しを行う、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」に関して、「地域における農業者等による協議の場」に、農業委員及び推進委員も積極的に参加することで、地域ごとの人と農地の問題の解決に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

利用意向調査及び農地の流動化相談活動を通じて、機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地及び経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地等の情報収集に努め、農地中間管理機構などの関係機関に対する情報提供を行うなど、農地の貸し手と借り手のマッチングの調整活動を行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人・法人）
現状 （令和4年度末）	7経営体 / 年
3年後の目標 （令和7年度末）	10経営体 / 年
目標 （令和13年度末）	10経営体 / 年

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

市や農地中間管理機構等と連携し、市内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人・法人）の把握に努めるとともに、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

市及び農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ フォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人・法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

水戸市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力